(2)　令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに掲げる有価証券　令第一条の七第二号ロ又は第一条の八の四第三号ロに定める要件（当該償還有価証券が新たに発行される有価証券でなく、かつ、当該償還有価証券の発行者が当該転換債券の発行者の親会社又は子会社でない場合には、令第一条の七第二号ロ(2)又は第一条の八の四第三号ロ(2)に掲げる要件を除く。）

(3)　ロに掲げる有価証券　ロに定める要件

(4)　ハに掲げる有価証券　ハに定める要件

4　第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、第一項第二号、第二項第二号ロ及び前項第一号ロに規定する書面の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

5　前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

6　第四項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7　書面交付者は、第四項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一　第四項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

8　前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

9　令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出した数は、当該売付け勧誘等により当該譲渡制限のない海外発行証券を取得し、かつ、現に所有する者の数とする。

10　令第一条の八の四第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、譲渡制限のない海外発行証券に関する次に掲げる事項とする。

一　発行者の名称及び本店所在地

二　当該譲渡制限のない海外発行証券が第十条の二第一項各号に掲げる有価証券に該当する場合の当該有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項

三　当該譲渡制限のない海外発行証券を識別するために必要な事項として認可金融商品取引業協会が定める事項（前二号に規定する事項を除く。）

第一条のうち、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十三条の二を第十三条の五とし、第十三条の次に次の三条を加える改正規定中「次条第一項第四号及び第十三条の七第九項」を「次条第一項第四号及び第十三条の七第十項」に、「この項及び第十三条の七第九項」を「この項並びに第十三条の七第九項及び第十項」に、「内閣府令で掲げる要件は、次の各号に掲げる要件」を「内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げるいずれかの要件」に、「同号に掲げる要件に該当する場合を除く。）又は第一条の七の四第一号」を「同号イに掲げる要件を除く。）又は令第一条の七の四第一号」に、「又は第一条の七の四第二号に定める場合」を「又は令第一条の七の四第二号に定める場合」に改める。

第二条のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第四条第四項を同条第五号とし、同条第三項の次に次の一項を加える改正規定中「有価証券の所有者である」を「有価証券（株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換し得る有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。次号において同じ。）の所有者である」に、「有価証券（株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換しうる有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。）の所有者であつて」を「有価証券の所有者であつて」に改める。

第二条のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第十一条の二の改正規定中「株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換しうる有価証券若しくは法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するもの以外の有価証券の売出し又は次の各号に掲げる有価証券の売出しとする」を「次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない」に、「有価証券の所有者である」を「有価証券（株券、新株予約権証券、新株予約権が付されている有価証券若しくは株券に転換し得る有価証券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれらの有価証券の性質を有するものに限る。以下この号において同じ。）の所有者である」に、「イの発行者及びロ(1)から(4)までに掲げる者から当該者が保有する」に改める。

第二条のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第十四条の二第二項の改正規定中「第十四条の十四の二第二項第一号」を「第十四条の十四の二第一項第一号」に、「同項第三号」を「同条第二項第三号」に改める。

第二条のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条第二項第一号の改正規定中「をいう」を「」を「売出しをいう」を「売出し」に改める。

第二条のうち、企業内容等の開示に関する内閣府令第二十条第四項の改正規定中「中「当該財務局長」を「当該財務局長等」に改め、同項」を削る。

第三条のうち、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第八条の二の改正規定中「売出しとする」を「売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない」に改める。

第四条のうち、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第十四条の改正規定中「売出しとする」を「売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない」に改める。